

CONTENTS

1

# 小規模機能訓練特化型デイの実際

生活機能の維持向上の目標を明確にした  
「目標指向型デイサービス」の提供。

NPO介護予防研究会理事長  
赤羽リハビリデイサービス代表  
くるみリハビリデイサービス代表  
佐藤 司

## 介護保険法改正と予防重視

1

平成18年4月に介護保険制度が大幅改正となり、そのひとつとして予防重視システムの転換が掲げられました。介護予防サービスとして、運動器の機能向上、口腔機能向上、低栄養予防などの選択メニューが予防通所介護事業所などで導入可能になりました。「予防給付」は、対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制が見直され、新しい予防給付として再編成されました。また、予防給付の対象にならない虚弱高齢者は、地域支援事業により特定高齢者、一般高齢者に分けられ、各自治体から様々なサービスが提供されます。この新しい予防給付と地域支援事業に関する予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターの保健師などが担当して、一貫性・連続性のあるケアマネジメントとして取り組まれています。

新しい予防給付の対象者は、状態の維持改善の可能性が高く、基本動作がほぼ自立している高齢者です。このため、生活機能の維持向上の目標を明確にした「目標指向型」のサービスが提供されています。

目的を持って積極的に外出するということは、心身の両面に対する廃用症候群の予防効果があります。そのような観点から、介護予防通所介護と介護予防通所のいわゆる通所系サービスの中核を占めるものとして位置づけられました。介護予防通所介護では、「共通的なサービス」と「選択的なサービス」の2階建てでサービスが提供されます。サービスの選択的な機能として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などが位置づけられています。

## 事業所規模と介護報酬

2

介護予防通所介護は、回数や時間の定めはありません。これについて厚生労働省は「地域包括支援センターが利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望などを勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業所と利用者の契約により、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるものと考えており、国において一律に上限や標準利用回数を定めることは考えていない」ただし、「介護予防に関する研究班マニュアルなどを踏まえると要支援1については週1回程度、要支援2については週2回程度の利用が想定されることも、ひとつの参考にな

るのではないかと考える」と述べています。

介護報酬が月単位の定額になっていることから、事業所が利用者に対して同意を得られれば、提供回数、提供時間について自由に設定を行うことが可能です。実際は改正前の利用実績や事業所の損益を考慮して要支援1については週1回、要支援2については週2回の利用を求める事業所が多いようです。サービス時間に関しては、厚生労働省の運動器機能向上マニュアルに90分程度のプログラム例が示されています。

要支援1の利用者が週6回、8時間のサービスを利用